

1 中矢作緑地環境保全地域



1 地域指定

- (1) 指定地域 香取神社周辺一帯（岩井市）
- (2) 指 定 昭和49年3月30日（茨城県告示第276号）

2 保全計画の概要

(1) 指定理由

香取神社は岩井市矢作に位置し、関東ローム層からなる台地の上にある。この社叢0.9ヘクタールの樹林地、丘陵等の区域が市街地、集落地又はこれらの周辺の地域と一体となって良好な自然環境を形成している。このように、本地域は茨城県自然環境保全条例第10条第1項第1号に規定する「樹林地が集落地と一体となって良好な自然環境を形成している土地の区域」に該当する。

(2) 自然環境の概要

ア 植 生

この樹林は、現在関東地方にわずかに残存する自然植生で、学術的には日本列島の潜在植生を知る手掛かりとして極めて貴重である。

樹林内には常緑広葉樹が多く、うっそうとした林床となっている。スダジイを優占種とし、タブノキ、モチノキなどがみられ、常緑針葉樹はアカマツなどがわずかに生育している。さらに落葉広葉樹のイヌシデ、コナラなども混生し、つる植物のイタビカラ、アケビなどが見られる。林床には常緑低木のヤブコウジ、アオキ、マンリョウなど、シダ類のイヌワラビ、ベニシダなど

が生育している。

樹林を構成している植物の種類数は約130種で、シダ類が5種、裸子植物が6種、他の119種が被子植物である。

イ 野生動物

主な動物としては、昆虫ではクワガタムシなどが多産し、その他イチモンジセセリ、キチョウなどが産する。

(3) 自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域を地域住民の緑地として、又学術的に照葉樹林の原植生として永く維持するため、自然環境の保全を図る。このため、保全に必要な規制は条例の定めにより行う。

(4) 保全施設に関する方針

説明板等の標識、境界柱、又は柵、植物の復元施設、防火施設等を必要に応じて設ける。

(5) 地区の指定に関する事項

本地域の区域は、次のとおりとする。

単位：ヘクタール

名 称	位 置 及 び 区 域	面 積	土 地 の 所 有 别 面 積	摘 要
中矢作緑地環境 保 全 地 域	岩井市矢作町の一部 (別図のとおり)	0.93	民 有 地 0.93	

総 括 表

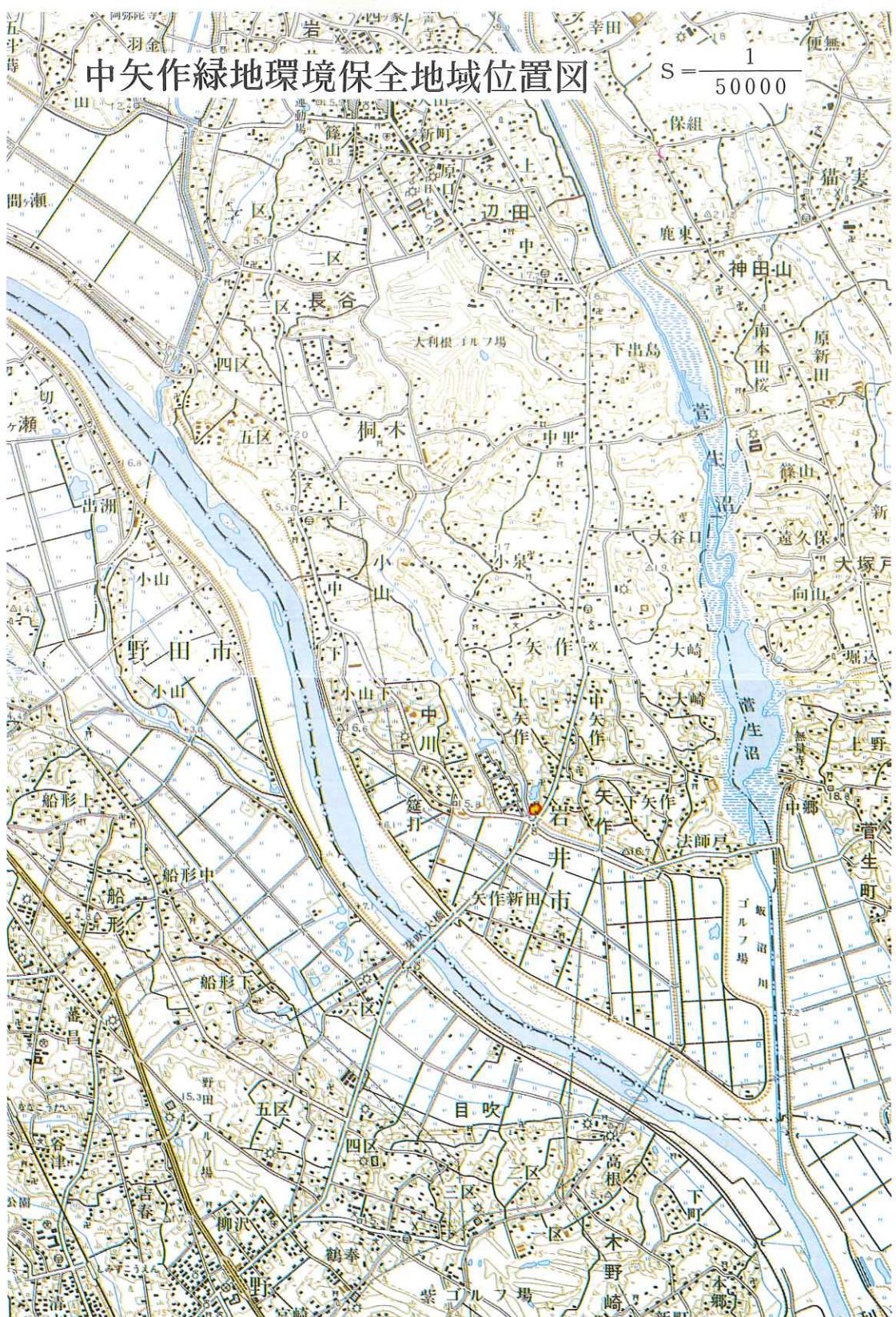
単位：ヘクタール

区 分	内 訳			計
	国 有 地	公 有 地	民 有 地	
土 地 所 有 别				
土 地 所 有 别 面 積	0	0	0.93	0.93

(面積は図上測定による概算値)

中矢作緑地環境保全地域位置図

S = $\frac{1}{50000}$



中矢作緑地環境保全地域区域図

S = $\frac{1}{5000}$

